

第9章 事後調査の実施に関する事項

第9章 事後調査の実施に関する事項

9.1 事後調査の考え方

事後調査とは、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響評価項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境保全のための措置等の適正な履行状況を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目を対象として行います。

9.2 事後調査項目の選定

事後調査項目として選定した理由、並びに選定しなかった理由は、工事中については表 9.2-1、供用時については表 9.2-2 に示すとおりです。

表9.2-1 事後調査項目の選定・非選定の理由（工事中）

時期	環境影響評価項目 (細目)	環境影響要因	選定・ 非選定	選定・非選定の理由
工 事 中	生物多様性 (動物・植物 ・生態系)	建設行為等	○	工事の実施による動物・植物・生態系への直接的な影響は小さいと考えられますが、移植・移設等により保全措置を講じた動物・植物の各個別種については、保全措置実施後の生息・生育状況を把握するため、事後調査項目として選定します。
	水循環 (地下水位及び 湧水の流量)	建設行為等	×	工事の実施により地下水位及び湧水の水量に及ぼす影響は少ないと考えられるため、事後調査項目として選定しません。
	廃棄物 ・建設発生土 (産業廃棄物)	建設行為等	×	工事中の産業廃棄物については、産業廃棄物管理票により管理を行い適正に処理するため、事後調査項目として選定しません。
	大気質 (大気汚染)	建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響は小さいため、事後調査項目として選定しません。
		工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいため、事後調査項目として選定しません。
		解体工事の実施	×	既存の建築物等の解体にあたっては、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、適正に処理する計画のため、事後調査項目として選定しません。
	水質・底質 (公共用水域の 水質、底質・ 地下水の水質)	建設行為等	○	地下水中の土壤汚染物質の状況を把握するため、地下水の水質を事後調査項目として選定します。
	土壌 (土壌汚染)	建設行為等	×	土壌汚染対策法に基づき届出を行い、適正に処理する計画のため、事後調査項目として選定しません。
	騒音 (騒音)	建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいため、事後調査項目として選定しません。
		工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいため、事後調査項目として選定しません。
	振動 (振動)	建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴う振動の影響は小さいため、事後調査項目として選定しません。
		工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられるため、事後調査項目として選定しません。
安全 (斜面崩壊)	建設行為等	×	工事の実施による安全（斜面崩壊）への影響は少ないため、事後調査項目として選定しません。	
地域社会 (交通混雑)	工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響は少ないと考えられるため、事後調査項目として選定しません。	
地域社会 (歩行者の安全)	工事用車両の走行	×	工事中の歩行者の安全性は、誘導員の設置や仮設歩道を整備する等の対応によって確保できるため、事後調査項目として選定しません。	

表9.2-2 事後調査項目の選定・非選定の理由（供用時）

時期	環境影響評価項目 (細目)	環境影響要因	選定・ 非選定	選定・非選定の理由
供用時	生物多様性 (動物・植物 ・生態系)	施設の存在・ 土地利用の変化	○	施設の供用及び土地利用の変化による動物・植物・生態系への直接的な影響は小さいと考えられますが、環境保全措置等の実施により計画地内の環境が適切に再生・復元されているか把握するため、事後調査項目として選定します。
	水循環 (地下水位及び 湧水の流量)	施設の存在・ 土地利用の変化	×	施設の供用及び土地利用の変化による地下水位及び湧水の水量に及ぼす影響は少ないと考えられるため、事後調査項目として選定しません。
	廃棄物 ・建設発生土 (一般廃棄物 ・産業廃棄物)	施設の運営	×	発生する廃棄物等について適正に処理するため、事後調査項目として選定しません。
	大気質 (大気汚染)	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいため、事後調査項目として選定しません。
	水質・底質 (公共用水域の 水質、底質 ・地下水の水質)	施設の存在・ 土地利用の変化	○	地下水中の土壤汚染物質の状況を把握するため、地下水の水質を事後調査項目として選定します。
	騒音 (騒音)	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいため、事後調査項目として選定しません。
	振動 (振動)	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいため、事後調査項目として選定しません。
	安全 (斜面崩壊)	施設の存在・ 土地利用の変化	×	施設の存在・土地利用の変化による安全（斜面崩壊）への影響は、少ないため、事後調査項目として選定しません。
	地域社会 (交通混雑)	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う交通混雑への影響は少ないと考えられるため、事後調査項目として選定しません。
	地域社会 (歩行者の安全)	来園車両等の走行	×	供用時の歩行者の安全性は、来園経路において歩道等が設置されており安全が確保されているため、事後調査項目として選定しません。
	景観 (景観)	施設の存在・ 土地利用の変化	×	施設の存在・土地利用の変化による景観の変化は小さいため、事後調査項目として選定しません。

9.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、工事中については表9.3-1、供用時については表9.3-2に示すとおりです。

表9.3-1 事後調査の内容（工事中）

項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
生物多様性	動物・植物	移植・移設により保全措置を講ずる、注目すべき動植物種の生息・生育状況	計画地内	各動植物種毎に1回	移設・移植の翌年	現地調査により、移植・移設対象とした動植物種の生息・生育状況を把握する。
	水質・底質	地下水の水質	図9.1 参照 ^{※1}	「土壤汚染対策法施行規則 別表第6」(平成14年5月、環境省令第29号)に示される頻度による	各工期、一次造成が行われた翌年度1年間	「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件」(平成15年3月6日、環境省告示第17号)に示される方法による調査対象物質： ベンゼン、砒素、鉛

※1 工事の進捗状況等に合わせて、適切な地点で調査を行うよう適時事後調査地点の見直しをします。

表9.3-2 事後調査の内容（供用時）

項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
生物多様性	動物・植物	動物種、植物種	計画地内	1回	全体供用開始後1年程度経過後	現地調査により、動物・植物の生息・生育状況を把握する。
	生態系	生物多様性の状況				動物、植物の調査で把握された生息・生育状況より、類推する。
水質・底質		地下水の水質	図9.1 参照 ^{※1}	「土壤汚染対策法施行規則 別表第6」(平成14年5月、環境省令第29号)に示される頻度による	全体供用後1年間	「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件」(平成15年3月6日、環境省告示第17号)に示される方法による調査対象物質： ベンゼン、砒素、鉛

※1 工事の進捗状況等に合わせて、適切な地点で調査を行うよう適時事後調査地点の見直しをします。



凡例

-  計画地
-  調査地点1～16、18～19(ベンゼン)
-  調査地点17(砒素)
-  調査地点20～23(鉛)



0 200 400 m

1:10,000

図9.1 事後調査実施位置
(地下水の水質)

9.4 事後調査の実施時期等

事後調査を行う項目について、管理行為も含めた整備スケジュールと事後調査実施時期の関連性について表 9.4-1 にまとめました。

なお、事後調査結果や公園管理の中で得た情報を活かし、管理方法や環境の保全のための措置等は適宜見直します。

